

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

平成22・23年度の新しい保険料率が決まりました。
保険料の軽減措置は全て継続されます。
当分の間、後期高齢者医療制度は継続されます。

対象となる方(被保険者)

75歳以上の方(誕生日当日から)
65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で広域連合の認定を受けた方

保険証

被保険者には、お一人に1枚、保険証が交付されます。

窓口負担の割合

医療機関等での窓口負担は、一般の方は1割負担、現役並み所得の方は3割負担です。

保険料

保険料額は、被保険者均等割額(被保険者全員に均一にかかる金額)と所得割額(被保険者の所得に応じてかかる金額)の合計額となり、被保険者お一人おひとりに納めていただきます。

< 保険料の決め方 >

京都府における平成22年度・23年度の均一保険料(年額)

年間の保険料
(限度額 50万円)

=

均等割額
一人当たり
44,410円

+

所得割額
{ 総所得金額等 - 基礎控除額(33万円) }
× 8.68% (京都府の所得割率)

< 不均一保険料率について >

保険料率は同一広域連合内では均一が原則ですが、特例として医療費が著しく低い市町村については、均一の保険料率よりも低い保険料率を設定しています。

該当する市町村の平成22年度、23年度の保険料率は右のとおりです。

市町村名	均等割額	所得割率	市町村名	均等割額	所得割率
綾部市	40,670円	7.95%	京丹波町	40,610円	7.94%
宮津市	40,330円	7.89%	伊根町	39,220円	7.67%
京丹後市	40,750円	7.97%	与謝野町	39,300円	7.69%
南山城村	40,640円	7.95%			

所得の低い方の軽減措置

< 被保険者均等割額の軽減 >

所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、保険料の被保険者均等割額が軽減されます。

世帯主と世帯内のすべての被保険者について総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない)の世帯の方	9割
基礎控除額(33万円)	8.5割
基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)	5割
基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者の数	2割

年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。
基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

< 所得割額の軽減 >

所得割額の算定にかかる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者であった方の軽減措置

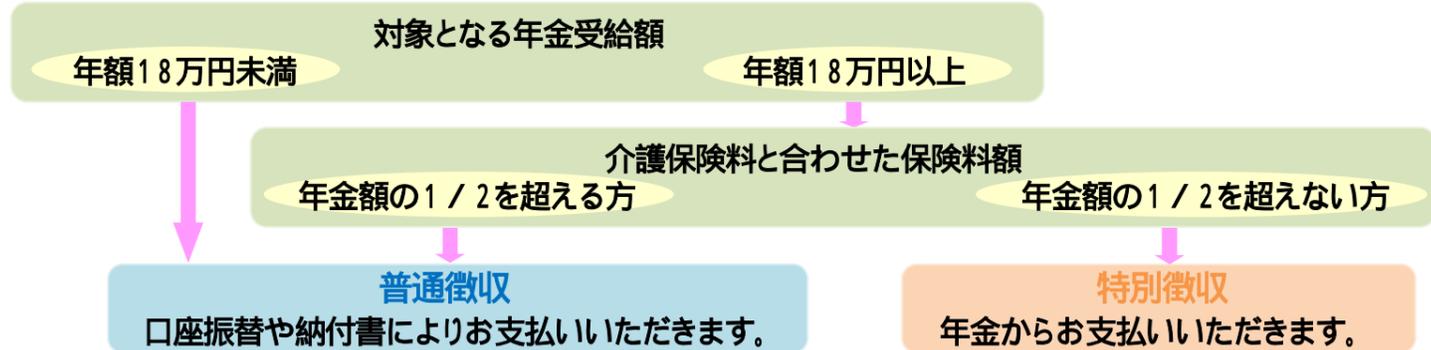
制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかからず均等割額が9割軽減されます(国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません)。

保険料のお支払い方法

保険料は、原則として年金からお支払いいただきます。(特別徴収)

対象となる年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料額が、対象となる年金額の2分の1を超える方は、口座振替や納付書などでお住まいの市町村にお支払いいただきます。(普通徴収)

また、特別徴収(年金からのお支払い)から口座振替によるお支払いへの変更を希望される方は、お住まいの市町村に申請してください。



保険料の納期

< 特別徴収 > (各納期の納付期日は年金支給日)

期	仮徴収			本徴収		
	1	2	3	4	5	6
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

仮徴収(第1～3期)における各期の徴収額は、原則として前年度の2月(第6期)にお支払いいただいた額になります。

本徴収(第4～6期)における各期の徴収額は、原則として7月に確定する保険料年額から、仮徴収された額を差し引いて3回に分けた額になります。

< 普通徴収 > (各納期の納付期日は市町村により異なります。)

期	1	2	3	4	5
納期	7月	8月	9月	10月	11月
期	6	7	8	9	
納期	12月	1月	2月	3月	

市町村により随時納期(4～6月)がある場合があります。

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は当分の間は継続されますが、今後新たな制度に移行します。

現在、国においては新たな制度の具体的なあり方についての検討が進められており、平成22年夏には基本的な骨格が取りまとめられる予定です。

お問い合わせ先

【京都市】

区役所・支所・出張所名	担当課名	電話番号
北区役所	保険年金課	075-432-1257
上京区役所	保険年金課	075-441-5130
左京区役所	保険年金課	075-771-4272
中京区役所	保険年金課	075-812-2583
東山区役所	保険年金課	075-561-9197
山科区役所	保険年金課	075-592-3105
下京区役所	保険年金課	075-371-7252
南区役所	保険年金課	075-681-3328
右京区役所	保険年金課	075-861-2032
京北出張所	福祉担当	0771-52-1815
西京区役所	保険年金課	075-381-7406
洛西支所	保険年金課	075-332-9297
伏見区役所	保険年金課	075-611-1864
深草支所	保険年金課	075-642-3809
醍醐支所	保険年金課	075-571-6568

【京都市以外の市町村】

市町村名	担当課名	電話番号
福知山市役所	高齢者福祉課	0773-24-7018
舞鶴市役所	保険医療課	0773-66-1075
綾部市役所	市民・国保課	0773-42-3280(代)
宇治市役所	年金医療課	0774-21-0413

【京都市以外の市町村】

市町村名	担当課名	電話番号
宮津市役所	市民室国保年金係	0772-22-2121(代)
亀岡市役所	保険医療課	0771-25-5026
城陽市役所	国保医療課	0774-56-4039
向日市役所	医療保険課	075-931-1111(代)
長岡京市役所	医療年金課	075-951-2121(代)
八幡市役所	国保医療課	075-983-1111(代)
京田辺市役所	国保医療課	0774-64-1374
京丹後市役所	保険事業課	0772-69-0220
南丹市役所	国保医療課	0771-68-0011
木津川市役所	国保医療課	0774-75-1214
大山崎町役場	町民健康課	075-956-2101(代)
久御山町役場	国保医療課	075-631-9913
井手町役場	保健医療課	0774-82-6166
宇治田原町役場	戸籍・保険課	0774-88-6634
笠置町役場	住民課	0743-95-2301(代)
和束町役場	税住民課	0774-78-3001(代)
精華町役場	住民課	0774-95-1915
南山城村役場	保健福祉課	0743-93-0101(代)
京丹波町役場	住民課	0771-82-3803
伊根町役場	住民生活課	0772-32-0504
与謝野町役場	保健課	0772-43-1514

京都府後期高齢者医療広域連合 075-344-1202